



# 垂見駐在所だより

令和8年5月  
柳川警察署  
0944-74-0110

令和8年4月1日から

## 自転車の一定の交通違反に 交通反則通告制度（青切符）導入！

自転車の交通事故を防ぐため、交通事故につながる危険な運転行為などの悪質・危険な交通違反に交通反則通告制度（青切符）が導入され、検挙後の手順が変わります。

※ 酒気帯び運転等の重大な違反については、従来どおり、刑事処分の対象

- 令和8年4月1日から
- 対象車両は自転車
- 対象年齢は16歳以上
- 対象行為は113種類

**反則金額**は  
原付バイクと同等

※最高額12,000円

青切符により検挙される違反例※これらの違反は一例です。

<p>信号無視</p>	<p>指定場所一時不停止</p>	<p>通行区分違反 (歩道通行)</p>
<p>携帯電話使用等 (保持)</p>	<p>並進</p>	<p>遮断踏切立入り</p>

### 駐在所員のひとこと

息子の誕生日の日は、佐賀県の神野公園へ行きました。

帰り際、まだ帰りたくないという大泣きの息子。

ですが、じいじばあばの家にケーキを食べに行こうと言うとルンルンで車に向かっていました。

じいじばあばもケーキも大好きなのですぐに切り替えられたようです。

### 巡回連絡にご協力ください

制服の警察官が、大雨等の災害や交通事故に遭った場合などに、安否の確認や緊急の連絡を行うために、**ご家族のお名前や連絡先をお聞きします。**

お聞きした情報が外に漏れることはありません。

○5月～6月の重点地区

○白鳥

(そのほかの地区も巡回することがあります)

柳川警察署の  
ホームページはこちら⇒

